

統計カバー率の考え方

平成29年9月22日

創設時の清算基準のカバー率の考え方

創設時の清算基準

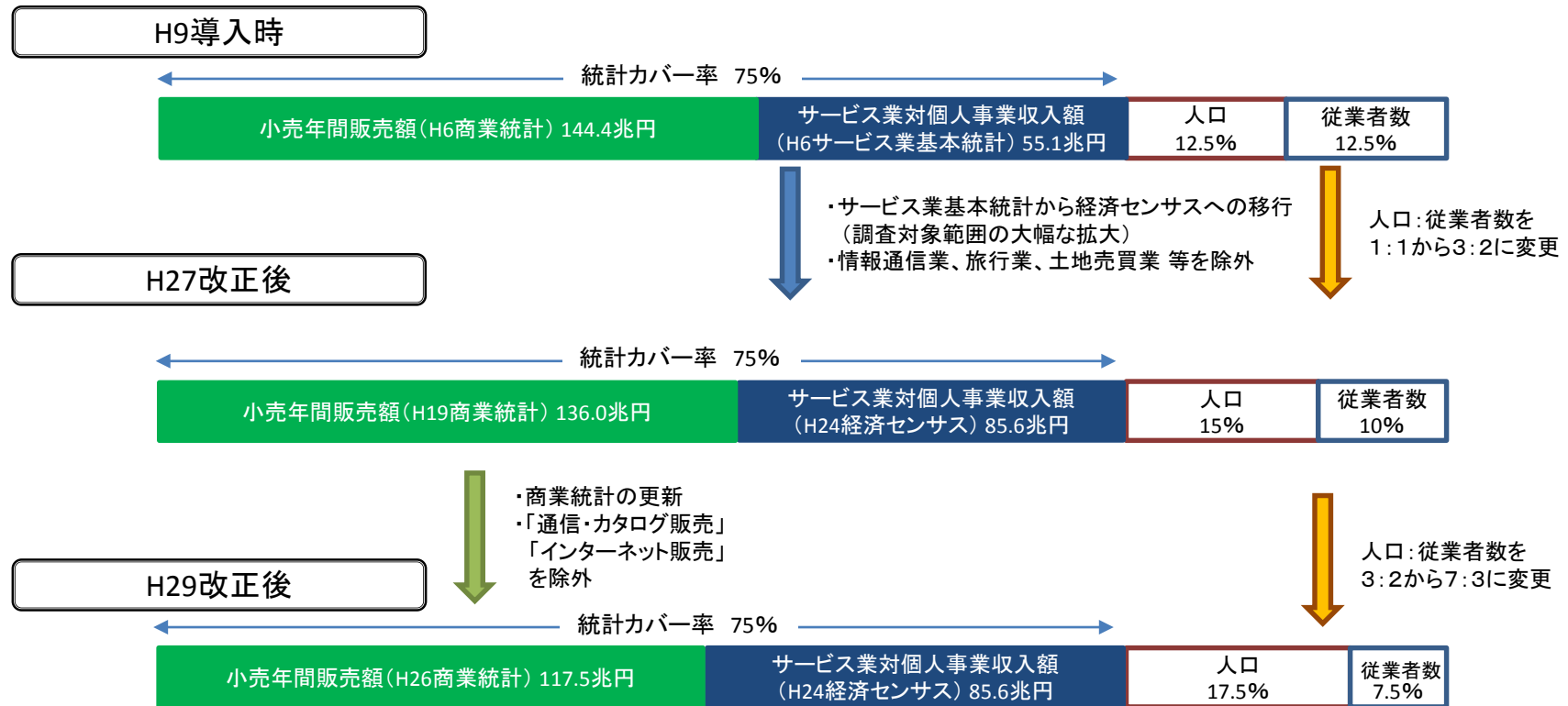
清算基準の割合	ウェイト	ウェイト（現行）
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本調査）」の合算額	6 / 8 (75%)	30 / 40 (75%)
「人口（国勢調査）」	1 / 8 (12.5%)	7 / 40 (17.5%)
「従業者数（経済センサス基礎調査）」 ※平成23年5月の清算までは「事業所・企業統計調査」	1 / 8 (12.5%)	3 / 40 (7.5%)

創設時の考え方

清算基準に係る 6 / 8 (75%) の根拠

		国民経済計算の最終消費支出			
		↓			
商業統計 (H3調査)	143.6兆円	×	$\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{2\text{年度 } 2,464,462\text{億円}}$	=	159.1兆円
サービス業 基本調査 (H元調査)	34.5兆円	×	$\frac{5\text{年度 } 2,729,766\text{億円}}{63\text{年度 } 2,182,328\text{億円}}$	=	43.2兆円
		【指定統計で把握できる消費】		計	202.3兆円
		<ul style="list-style-type: none"> 平成5年度消費税込（決算額） 7.0兆円 ① 平成6年度消費税込（補正予算） 7.2兆円 ② 中小特例 0.6兆円 ③ 			
		$(\text{①} + \text{②}) / 2 + \text{③} = 264.4\text{兆円}$		【消費税の課税ベース】	
		$\frac{\text{指定統計で把握できる消費 } 202.3\text{兆円}}{\text{消費税の課税ベース } 264.4\text{兆円}} = 76.5\%$			
				$\div 75\%$	

統計カバー率の推移について



- ・ 地方消費税制度の創設以降、統計データの更新や除外等を行ってきたが、統計カバー率(75%)は変更していないところ。
- ・ 今回の統計データの利用方法の見直しについては、制度創設以来の抜本的見直しであることから、統計カバー率の再検討が必要ではないか。